

幼稚園・認定こども園・保育園・・・いったい何が違うの？来年度入園を考えているのに、どこを選ぶべきか悩む方も多いと思います。お子様を預けるために知っておきたい、それぞれの施設の違いや認定区分などについてご紹介します。

## 1. 幼稚園・認定こども園・保育園・地域型保育事業所はどんなところ？

### 【幼稚園】 1号

保護者の就労の有無にかかわらず、満3歳～保育、教育を受けることができます。

### 【認定こども園】 1号・2号・3号

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。

3～5歳のお子さんは、保護者の就労状況が変わっても、通いなれた園を継続して利用することができます。

### 【保育園】 2号・3号

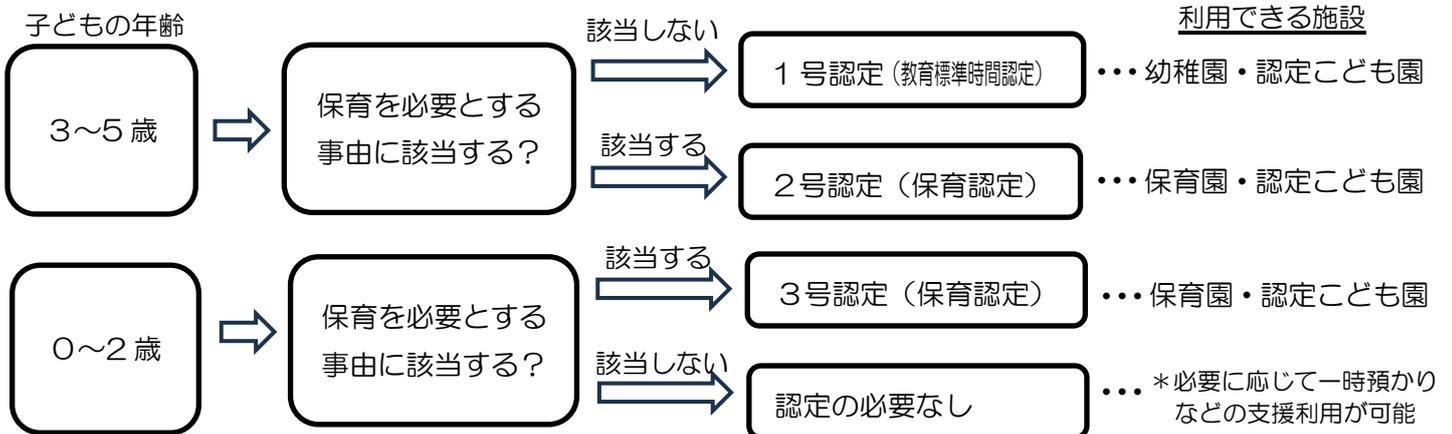
保護者の就労、疾病、妊娠、出産、親族の看護などの事由により、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。

### 【地域型保育事業所（小規模保育所・事業所内保育所）】 3号

保育園、こども園よりも少人数で0歳～2歳の児童を保育します。



## 2. 認定区分の決まり方



## 3. 保育を必要とする事由と保育の必要量

【保育を必要とする事由】 ①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障がい ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動（起業準備を含む） ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

【保育の必要量】 保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

◎「保育標準時間」認定▶最長 11 時間

◎「保育短時間」認定▶最長 8 時間

## 4. 幼稚園・認定こども園・保育園の違い

|          | 幼稚園   | 認定こども園   | 保育園  |
|----------|---|--|--|
| 所管       | 文部科学省 ことども家庭庁   | ことども家庭庁  | ことども家庭庁  |
| 施設の目的    | 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。遊びを大切にした教育を行う。  | 幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、総合的な教育・保育を提供する。   | 保護者が仕事、病気などのため家庭での保育ができない場合、保護者に代わって、乳児または幼児を保育する。   |
| 認定区分     | 1号認定  | 1・2・3号認定   | 2・3号認定   |
| 預かり年齢    | 3歳～就学前<br>＊3歳の誕生日を過ぎれば入園できる園もある。  | 0歳～就学前<br>＊0～2歳…3号認定<br>3～5歳…1・2号認定  | 0歳～就学前<br>＊地域型保育事業所（3号認定）0～2歳まで  |
| 入園の条件    | 特になし  | 1号認定…特になし<br>2・3号認定…保護者の就労等により家庭での保育ができないこと。   | 保護者の就労等により家庭での保育ができないこと。   |
| 職員資格     | 幼稚園教諭   | 保育士<br>幼稚園教諭   | 保育士  |
| 入園／退園の時期 | 学年の始（4月）／終（3月）が一般的。<br>満3歳の誕生日  | 1号認定…幼稚園と同様。<br>2・3号認定…保育園と同様。   | 家庭で保育ができない状況が発生したとき。（入園）<br>家庭で保育ができない状況が消滅したとき。（退園）<br>（随時入退園可能）                                  |
| 保育（教育）時間 | 一日の教育時間は4時間を標準とする。<br>春、夏、冬に長期の休みがある。   | 1号認定…幼稚園と同様。<br>2・3号認定…保育園と同様。   | 1日8時間～11時間保育。<br>保護者の勤務時間、家庭状況を考慮して定める。（短時間保育・標準保育）  |
| 保育内容     | 幼稚園教育要領により、幼児の発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域が示されている。                                     | 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき養護と教育が一体となって展開。                                | 保育所保育指針に基づき、養護と教育が一体となって展開。  |
| 保育料      | 満3歳以上の児童は無償<br>※施設等利用給付認定申請をする必要があります。  | 年度当初の年齢で3歳～5歳までは無償。<br>未満児は市町村民税非課税世帯は無償。  | 年度当初の年齢で3歳～5歳までは無償。<br>未満児は市町村民税非課税世帯は無償。  |
| 問合せ先     | 各幼稚園<br> | 私立認定こども園の1号認定は、各園へ直接申し込み。<br>山之上こども園の1号認定は、市役所こども未来課で申し込み。<br>2・3号認定は市役所こども未来課で申し込み。 | 市役所こども未来課<br> |

## 5. 美濃加茂市内の保育園・認定こども園・地域型保育事業所・企業主導型保育事業所の一覧

【公立保育園】・太田第一保育園 ・太田第二保育園 ・あじさい保育園 ・ほくぶ保育園  
・下米田保育園（\*令和8年度民営化予定） ・加茂野保育園（\*指定管理者：（株）セリオ）  
指定管理…美濃加茂市が事業者に運営を委託

【私立保育園】・加茂学園 ・森山学園 ・たちばな保育園 ・ニチキッズ美濃加茂保育園  
・蜂友学舎保育園

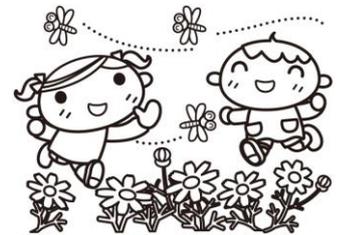
【公立認定こども園】・山之上こども園（保育所型）

【私立認定こども園】・明心こども園（保育所型） ・認定こども園山手幼稚園（幼稚園型）  
・認定こども園たから幼稚園（幼保連携型）

【地域型保育事業所】

（小規模保育園）・りんご保育園まきの ・りんご保育園にしまち ・よつば保育園  
（事業所内保育）・あゆみ保育所

【企業主導型保育事業所】・こどもみらい園ぽぽらす ・ふふ保育園



## 6. 園選びのポイント・アドバイス

- ① 「施設の目的」「入園の条件」「入園できる年齢」などをよく確認しましょう。  
★保育園は誰でも利用できるわけではなく、保護者が「保育の必要性」の事由のいずれかに該当する必要があります。入園の条件が合わなくなった場合は、途中退園となる場合があります。  
★幼稚園・認定こども園（1号認定）は、満3歳以上の児童であれば入園ができます。保護者の就労等の条件はありません。
- ② 各園の園庭開放などへ行って、先生の様子、子どもたちの様子、雰囲気などを体験しましょう。  
★園庭開放や園見学などについては、各園に直接問い合わせてください。
- ③ 園によってさまざまな教室を取り入れているところもあります。園の方針や保育内容などについても聞いてみましょう。

※ご家庭の生活環境や、お仕事の状態などをよく考え、園選びをしましょう。

## 7. 入園の申し込み方法は？

